

社会福祉法人設楽町社会福祉協議会役員の報酬等に関する規程

平成 29 年 4 月 1 日

29 規程 第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人設楽町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第 25 条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めるものである。

(役員)

第 2 条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬の支給)

第 3 条 役員について、次の通り報酬を支給する。

(1) 役員が法人業務を行う場合、報酬として日額 3, 5 0 0 円を支給する。

(2) 会長については、月額 2 0, 0 0 0 円を支給する。

2 福祉公務員で選出された役員等については、報酬を支払わないことができる。

(費用弁償)

第 4 条 役員が職務を行うため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。この場合「設楽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 1 7 年条例第 4 8 号）」を準用する。

(報酬等の支給方法)

第 5 条 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公 表)

第 6 条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第 7 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

社会福祉法人設楽町社会福祉協議会評議員の報酬等に関する規程

平成 29 年 4 月 1 日
29 規程 第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人設楽町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第 10 条の規定に基づき、評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(報酬)

第 2 条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、報酬として日額 3,500 円を支給する。

2 福祉公務員で選出された評議員については、報酬を支払わないことができる。

(費用弁償)

第 3 条 評議員が職務を行うため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。この場合「設楽町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年条例第 48 号）」を準用する。

(報酬等の支給方法)

第 4 条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第 5 条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(その他)

第 6 条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。